

札幌市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
札幌市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第46号）の一部
を次のように改正する。

(1) 目次中「第5章 補則（第17条）」を

「第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第17条）
第6章 補則（第18条）」に改める。

(2) 第15条第3項中「償還免除、一時償還及び違約金並びに償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「法第13条第1項及び政令第8条から第11条まで」を「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条」に改める。

(3) 第5章中第17条を第18条とし、同章を第6章とする。

(4) 第4章の次に次の1章を加える。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、札幌市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもつて組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の第17条第1項に規定する委員会に相当する合議体（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（理 由）

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の償還免除に係る要件を拡大するほか、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する本市の附属機関について規定する等の改正を行うため、本案を提出する。